

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十一号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表健康福祉部の項中

「長寿社会課

国保改革準備・医療指導室

を「長寿社会課―国保・医療指導室」に、

ねんりんピック推進室

「健康推進課―がん対策室」を

「健康づくり推進課

保健・疾病対策課

に、同表農林水産部の項中「水産漁港課―

」を「水産漁港課―全国豊かな海づくり大会推進室」に、同表産業労働部の項中「産業政策課―

」を「産業政策課―デジタルイノベーション戦略室」に改める。

第七条第一項地域・家庭福祉課の項中第十九号を第二十一号とし、第九号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 ストーカー行為等の相手方の支援に関すること。

第七条第一項地域・家庭福祉課の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 再犯の防止に関すること。

第七条第一項長寿社会課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第一項健康推進課の項を削り、同条第一項障害福祉課の項の次に次のように加える。

健康づくり推進課

一 県民の健康の増進に関する調査、企画及び調整に関すること。

二 栄養の指導に関すること。

- 三 栄養士及び調理師に関すること。
- 四 食育の推進に関すること。
- 五 歯科保健に関すること。
- 六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 七 生活習慣病の予防に関すること。
- 八 がんに係る医療計画に関すること。
- 九 総合保健センターに関すること。
- 十 健康増進交流センターに関すること。

保健・疾病対策課

- 一 自殺対策に関すること。
- 二 母子保健に関すること。
- 三 母体の保護に関すること。
- 四 育成医療及び未熟児養育医療に関すること。
- 五 健康危機管理対策の統括に関すること。
- 六 感染症の予防及び予防接種に関すること。
- 七 難病対策及び原爆被爆者対策に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域保健対策の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第七条第二項中「国保改革準備・医療指導室」を「国保・医療指導室」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

第九条第一項農山村振興課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り上

げ、同条に次の一項を加える。

3 水産漁港課全国豊かな海づくり大会推進室は、水産漁港課の所掌事務のうち第二十二号に掲げる事務を分掌する。

第十一条第一項産業政策課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 県内産業のデジタルイノベーションの導入の促進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

十一 ICT関連産業の振興に関すること。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 産業政策課デジタルイノベーション戦略室は、産業政策課の所掌事務のうち第十号及び第十一号に掲げる事務を分掌する。

第十四条第三十二号から第三十四号までを次のように改める。

三十二 秋田県健康づくり審議会 健康福祉部健康づくり推進課

三十三 秋田県感染症診査協議会 健康福祉部保健・疾病対策課

三十四 秋田県保健医療福祉協議会 健康福祉部保健・疾病対策課

第十四条第三十五号及び第三十六号中「健康推進課」を「保健・疾病対策課」に改める。

第十五条の四の表仙北地域振興局建設部の項中「保全・環境課」を「保全・環境課
災害復旧課」に改める。

第十五条の十第一項保全・環境課の項第四号中「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

災害復旧課

淀川、土買川及び檜岡川なろの災害復旧事業に関すること。

第四十七条を次のように改める。

（事務）

第四十七条 女性相談所は、次の事務を行う機関とする。

一 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定による要保護女子の保護及び更生指導に関すること。

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項の規定によるストーカー行為等の相手方に対する支援に関すること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第三項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による被害者の保護等に関すること。

第百九十八条中「電子光応用開発部、素形材プロセス開発部」を「先進プロセス開発部、素形材開発部、電子光応用開発部」に改める。

第百九十九条中「電子光応用開発部、素形材プロセス開発部」を「先進プロセス開発部、素形材開発部、電子光応用開発部」に改め、同条技術イノベーション部の項の次に次のように加える。

先進プロセス開発部

一 先進プロセスに関する研究開発及びその成果の移転に関すること。

二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

三 先進プロセスに関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。

素形材開発部

一 素形材に関する研究開発及びその成果の移転に関すること。

二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

三 素形材に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。
 第百九十九条素形材プロセス開発部の項を削る。

第二百四十五条第四項の表第一号中「第七号次長部の項」を「第五号次長部の項」に改め、同表中第五十二号を第五十五号とし、第十九号から第五十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号を削り、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九	移住定住推進監	移住・定住促進課	上司の命を受けて、移住及び定住に関する施策の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	---------	----------	---

第二百四十五条第四項の表中第十四号を第十七号とし、第八号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九	副危機管理監	総務部	危機管理監を補佐し、危機管理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、その職務を代理する。
十	インバウンド推進統括監	観光文化スポーツ部	上司の命を受けて、海外からの誘客促進に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。

第二百四十五条第四項の表中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

--	--	--	--

二	健康医療技監	健康福祉部	上司の命を受けて、知事が指示する健康及び医療に関する調査、調整等をつかさどる。
---	--------	-------	---

第二百四十五条第六項中「第四十九号」を「第五十二号」に、「第五十号から第五十二号」を「第五十三号から第五十五号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（秋田県消防関係職員服装規則の一部改正）

2 秋田県消防関係職員服装規則（昭和三十年秋田県規則第七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「総務部次長」の下に「副危機管理監」を加える。

別図の帽帯、略帽帯及び胸章中「総務部次長」を「総務部次長
副危機管理監」に改める。